核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS 太平洋軍備撤廃運動:

Pacific Campaign for Disarmament and Security)

〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリューネ102号

TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org

http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、 15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

158-902/3/15

¥100

「核態勢見直し(NPR) 核兵器の使用計画を指示」との報道

これが核の傘」の正体だ

日本の安全保障政策を議論しよう

3月9日付の『ロサンゼルス・タイムズ』は、1月8日に米議会に提出された機密文書「核態勢見直し(NPR)(本誌156号に序文全訳)の内容の一部を入手したとする記事を掲載した。「悪の枢軸」と認定した3カ国(イラク、イラン、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮))を含む少なくとも7カ国に対して核兵器を使用する計画を策定するよう、NPRは国防総省に指示したという。日本政府が「米国の核の傘に依存する」ということは、つまり、「このように核兵器を使用してもらうことを米国に要請する」ことに等しい。日本のマスコミもこの情報を大きく取り上げたが、日本の安全保障政策のあり方をめぐる議論の発展が必要である。

7カ国に核使用を計画

 \oplus

3月10日付『ニューヨーク・タイムズ』も同種の記事を掲載した。『ロサンゼルス・タイムズ』は、3月9日と10日にかけて、兵器問題の専門家ウィリアム・アーキンが機密文書の一部を入手したとして得た情報を基に記事を掲載しているが、それによると、NPRは国防総省に対して次の内容を求めた。

次の場合に備えて、核兵器を使用する計画を策定すること。 「非核攻撃では破壊できない攻撃目標に対して」。

生物・化学兵器による攻撃への報復として。 「予測を超えた軍事上の展開」に対して。

「即時の、潜在的な、また、予期できない不測事態」への対応計画として、少なくとも、ロシア、中国、イラク、イラン、北朝鮮、リビア、シリアの7カ国に対して核兵器を使用する計画を起草すること。「これらの国すべては、合衆国および安全保障上のパートナーに対して、長く敵対関係を続けている。また、これらのどの国もが、テロリストを支援しまたはかくまい、大量破壊兵器およびミサイルのプログラム

を進めている。」

局所攻撃用の兵器を開発

同記事によれば、NPRにはさらに次のような内容が含まれているとされる。

ロシアは、「もはや敵ではない。しかし 「米口関係が将来さわめて悪化した場合には、米国は核戦力のレベルと態勢を 変える必要が出るかもしれない。」

中国は、核戦力と、戦略目標物の開発」を理由に、「即時または潜在的な不測事態に入る可能性のある国」と認定、 台湾問題が核使用シナリオの一つであると認めた。

北朝鮮の韓国に対する攻撃、イラクの イスラエルおよび周辺国への攻撃もまた 想定する。

小さい、攻撃目標に対して使用可能 な、地中貫通核弾頭や、局所攻撃用の 「付帯被害を減らすことのできる」兵器を 開発する。

核戦力と非核戦力の統合について、 6ページ左上へつづく**→◆**

前田哲男の

有事法制・マエダ便

これから毎号お届けします。(2ページ)

「米予算の46%が軍事費」

- - NGO発表(3ページ)

国会での有事法制に向けた動きが本格的になってきました。この問題を考える手がかりとして、軍事評論家でありピースデポ理事である前田哲男さんから、今号より毎号1便ずつ届けていただきます。(小見出しは編集部。ホームページでも公開。http://www.peacedepot.org)

有事法制・マエダ便

第1便

前田哲男

有事とは何か? 定義のいろいろ

法律用語ではない

<有事>は法律上の概念ないし用語ではない。さまざまに使われてきた"自衛隊言い換え用語"、たとえば戦力 自衛力、歩兵 普通科、駆逐艦 護衛艦、戦術爆撃機 支援戦闘機…などと同様、本質をあいまいにさせる用語使用例の一つである。<戦時>、、戦時法制>と読み直すのが正しい。

大日本帝国憲法下の国家緊急法令、 たとえば国家総動員法(1938年4月1日施 行)の下で施行・公布された100近い法 律や勅令においては、おおむね<戦時> もしくはく戦時又八事変>と表記され、ま れに<非常時>(非常時二於ケル電話連絡 ノ件、 逓令第14号、1943年)が使われてい た。これら用語の法的根拠は、天皇の非 常大権、戒厳、緊急勅令、財政緊急処分 など憲法に規定された権限に発してい た。これに対し日本国憲法に国家非常 事態や国家緊急権の規定はなく、緊急 の文字は、第54条<参議院の緊急集会> に見るのみである。戦時や戦時法制を 受け入れる憲法上の基盤は存在しな い。そこで、有事"なる用語が導入され 意味をぼかす操作が行われることに なった。

狭義と広義

防衛庁の説明によれば、その定義は 以下であるとされる。これは"狭義の有事"概念である。

「<有事>は法令上の用語でないため その意味は必ずしも一義的ではないが、 防衛庁が昭和52年(1977年)に着手した <有事法制研究>は、自衛隊法第76条の 規定により防衛出動を命ぜられるという 事態において、自衛隊がそ の任務を有効かつ円滑に遂 行する上での法制上の問題

点の整理を目的としており、この意味では、<有事法制研究>における<有事>とは、防衛出動が命ぜられるという事態ということになる」とされる、平成14年度予算案審議に関する政府回答文書)。

ちなみに、有事と類似した法律用語を 既存法に求めると以下の例がある。

<非常事態>

< 天災その他の非常事態>電気事業法第58条、電気通信事業法第8条。< 緊急事態>

< 外国における災害、争乱その他の緊急事態> 在留邦人等の輸送(自衛隊法第100条の8第1項)。< 間接侵略その他の緊急事態> 治安出動(同78条第1項)。

したがって、上記法と有事概念を結び つけて<周辺事態対処>、<領域警備>、< テロ・ゲリラ・不審船対策>、<米軍支援> などを含んだ' 広義の有事 '概念が導き だされる余地もある。

また、統合幕僚会議が第2次朝鮮戦争を想定・作成した秘密作戦計画として知られる<三矢研究>(「昭和38年度統合防衛図上研究」1963年)においては、狭義・広義併せた概念として<非常事態措置諸法令>、<戦時諸法令>の名称が充てられ、人的動員、物的動員などに必要な法律として77~87件の新規立法が想定されていた事実も確認しておくべきだろう。

本質ば 戦時」

以上のことから、<有事>とは、広義・狭 義どちらを採るにせよ、すなわち<戦時> と理解できる。<有事法制>とは、そのよう な非常事態を想定し、それに対応する 国内体制確立へ向けた法律(群)=戦 時法制をあらかじめ制定しておこうとい うものである。憲法の想定しない権力行為を下位法に規定し実行する意味で、 内容以前の問題として、それじたい 法 のクーデタ "であり、同時に、実施されれば、社会活動や国民生活が全分野にわたりさまざまな規制、制約を受けることは 避けられない。

有事法制研究の沿革

「法制化の意図ない研究」

<有事法制研究>は、1977年8月、福田内閣の時代、三原防衛庁長官の指示で開始、と翌年公表された。防衛庁の公表文(78年9月21日抜粋)はこう述べている。

- ・研究の対象は、自衛隊法第76条の規定により防衛出動が命ぜられるという事態において自衛隊がその任務を有効かつ円滑に遂行する上での法制上の諸問題である。
- ・問題点の整理が今回の研究の目的 であり、近い将来に国会提出を予定 した立法の準備ではない。
- ・現行憲法の範囲内で行うものであるから、旧憲法下の戒厳令や徴兵制のような制度を考えることはあり得ないし、言論統制などの措置も検討の対象としない。
- ・今回の研究の成果は、ある程度まとまり次第、適時適切に国民の前に明らかにし、そのコンセンサスを得たいと考えている。

ここでは、あくまで、現行憲法の範囲内"での作業であり、また、研究"であって法制化の意図はないとの限界設定がなされた。

5ページ下へつづく**→**◆

 \oplus





政府発表は17%

「あなたの所得税は本当はこのように使われている」と題された下の円グラフは、大統領の2003会計年度(02年10月~03年9月)予算案発表後に、戦争抵抗者連盟(WRL:米、NY)によって作成されたものである。これは2003会計年度米政府予算書(「分析的展望」という題名で公開)の数値を詳細に分析して作られた。WRLの円グラフでは、軍事費が支出額の46%を占める。一方、政府の発表する軍事費の割合は17%である(右上のグラフ)、WRLはこの違いを以下のように説明する。

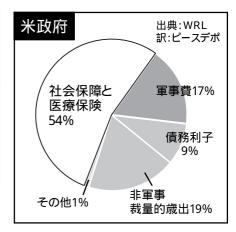
国防省だけではない軍事費

WRLの円グラフ上の 現在の軍事費」は、国防省の支出予算(46.7兆円)だけではなく、他の省庁の支出予算に組み込

まれた軍事費を含む。これは、軍事費支 出が国防省の専売特許ではないため (例えば、エネルギー省の予算が核兵器の 研究開発に使われている)、軍事費の計算 には、どの省庁の管轄であるかではなく。 予算項目の「機能」を考慮に入れるべき との考えに基づいている。WRLは、沿岸 警備隊の支出予算額、また、航空宇宙 局(NASA と連邦危機管理庁(FEMA) の予算のそれぞれ半額などを軍事費と して計算している。

過去の「つけ」:債務利子

WRLの定義する軍事費には、「過去の軍事費」として、退役軍人手当に、国家の債務利子の80%を加えたものが含まれる。債務利子を軍事費に含む理由は、過去に政府が軍事費をまかなうために行った借款や国債の発行(特に第2次



世界大戦やベトナム戦争中には頻繁に行なわれた」の結果、現在多額の利子負担となっているからである。つまり、債務利子は、隠れた」軍事費と見ることができる。

軍事費をうすめるまやかし

米政府は支出全体の分母を大きくす ることにより、全体の中の軍事費の割合 を小さくみせている。政府の発表する円 グラフの支出配分は、「信託基金」と「連 邦基金 を合計した歳出額の中の割合 である。(いわゆる統合予算と呼ばれるもの で、1960年代のベトナム戦争時から始まっ た。)一方、WRLの円グラフは「連邦基 金」のみの中の割合である。市民の納め る税金の行く先は連邦基金であるので、 税金の用途を明らかにするためには、こ の形が適当とWRLは考えている。「信託 基金」には教育・保健サービス等への社 会福祉支出が含まれるため、政府の円 グラフは軍事費をWRLより小さく見せ、 社会福祉の部分を大きく見せている。

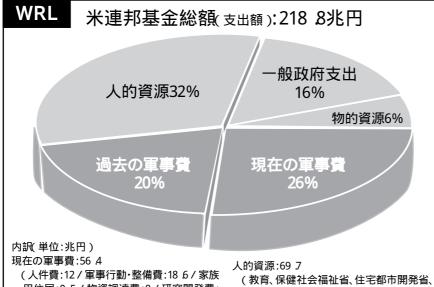
また、WRLは、政府や報道機関が好んで使う予算権限額」ではなく、「支出額」を使用している。「支出額」が特定の会計年度に使われた額を指すのに対して、「予算権限額」は数年にかけて新規支出とすることを認められた額を指す。

さらなる軍事費の増加

ブッシュ政権と議会は、対テロ戦争を 名目に軍事費の増加を正当化している。WRLによれば、たとえば3200億円が 新型のバージニア級攻撃型潜水艦に費 やされる一方、雇用プログラムへの900 億円などが予算化されていない。

4月15日(米国の所得税申告期限)を前に、WRLは、軍事費が民生費や海外援助などへ転換されるよう、政府への働きかけを納税者に呼びかけている。(中村桂子) WRLのウェブサイト

<http://www.warresisters.org/>



用住居:05/物資調達費:8/研究開発費:66/建設工事費:08/その他:03 退職者手当:5/エネルギー省核兵器研究開

発費:1.9/NASAの50%:0.9/沿岸警備隊:0.9/国際安全保障:0.9/連邦危機管理庁(FEMA)の50%:0.5/FBI·CIA:0.1)

過去の軍事費:43 7

 \oplus

(退役軍人恩給など手当:7 4/債務利子(軍事支出より80%と見積る):36 4)

(教育、保健社会福祉省、住宅都市開発省、 食費扶助、労働省、社会保障庁)

一般政府支出:35 9

(立法府、司法省、国務省、国際問題、財務省、政府内人件費、債務利子の20%、NASAの50%、超政党経済政策)

物的資源:13 2

(農務、商務、資源エネルギー、内務省、運輸、環境保全、陸軍工兵隊、連邦通信委員会、FEMAの50%)

出典:WRL、訳:ピースデポ(編集部注:1ドル129円とみなし、四捨五入した。)

米英、初の共同未臨界実験 背景にトライデントの更新?

2月14日午後1時30分(太平洋標準時)米英両国は共同でネバダ実験場で未臨界実験「ビトを実施した。米英両国による初の共同実験となる。共同は、1958年の相互防衛協定に基づく。7人の英国の科学者が数十人の米国の科学者と共に参加したと、米エネルギー省(DOE)の国家核安全保障局(NNSA)のグラス報道官が発表した。米国としては1997年7月以来通算16回目の未臨界実験となる。資料として、実験への参加とその理由を事前に明らかにした2月12日の英国防省の英議会への答弁書を右に掲載する。

ロンドンとワシントンに拠点を持つNG O 英米安全保障情報評議会(BASIC)」によると、過去においても英政府は、米国の未臨界実験で得られたデータについての情報提供を受けてきたことを認めているが、英国当局者の実験参加を米側が公式に認めたのは初めてといる。ネバダ実験場を訪れる英国当局者の数は、1999年の9人から、2001年には40人に上ったといる。BASICはまた、トライデント・システムが2010年頃までに更新が必要になるという背景の中で、英政府が新型兵器の設計を企図している可能性がある

と指摘する。

未臨界実験に対する日本政府の立場は、1997年以来今回の反応に至るま

で、「既存の貯蔵核兵器の安全性と信頼性を確保する」ためであり、核爆発実験を禁止したCTBTに違反しない、と一貫している。米国・英国と同じ説明である。 実験に関して記者団に尋ねられた小泉首相は、2月14日、「別にコメントすべき問題ではない」とコメントした。(川崎哲)

2002年2月12日 答弁書「トライデント」

ショナ・マクイザック議員:

トライデント弾頭の安全性と実用性を保証するために国防省がどのような技術的プログラムを実施するかについて、また、この件について大臣が声明を発するかどうかについて、国防大臣に質問するの件。(36107)

国防次官ルイス・ムーニー博士:

政府は、英国の核兵器の安全性と実用性を維持することが非常に重要であると認識している。1998年の「戦略国防見直し」は、核実験なしで、トライデントの安全性と信頼性を保証する確固たる能力の必要性を確認した。確信高くこの保証を与え続けるための科学的方法論が開発されつつある。このプログラムの背景にある科学的方法論の詳細な技術的検討内容については、主要な科学雑誌上でませなく発表される。

我々が、我が国の核兵器の安全性と信頼性をについて確信し続けることを確保

するためには、きわめて幅広い範囲の物 理条件の下での、高性能爆薬とプルトニウ ムといった弾頭物質の特性と、これらの特 性がどのように経年変化するかについて、 理解することが不可欠である。トライデント の安全性と性能についての確信は、究極 的には、スーパーコンピューターによる再現 数値モデルによって示されたものに基づ く。核兵器機関(AWE)は先般、十分に能 力が向上する新しいスーパーコンピュー ターに、大きな投資を行うことを発表した。 しかしながら、コンピューターによるモデル を有効にし基礎理論の理解を進めるため には、実験による研究は引き続き不可欠で ある。このプログラムの継続中の一部分と して、英国はまもなく、ネバダU1a施設にお けるプルトニウムの流体力学実験の実施 を、米国と共同して行る。この実験は核威 力を生み出さず、包括的核実験禁止条約 の下での我が国の義務と完全に一致す る。歴史的な核実験のデータと、貯蔵兵器 から引き出された弾頭の法によって定めら れた検査からの情報が、このプロセスのた めのさらなる情報を提供する。

(訳:川崎哲)

ピースデポの助言者のお一人であった長崎平和研究所長鎌田定夫氏が、2月26日に亡くなられた。24日の総会でお噂をしたばかりであった。長い闘病生活の末であった。その中で彼

は2000年には病を押して「地球市民集会ナガサキ」の副実行委員長を努められた。彼がいなければあれだけの成果はあげられなかったであろう。この時だけではない。1967年に元厚生省が「被爆者と非被者の間には生活・健康上の有為の格差はない」という原爆白書を発表したことに反対して、数多くの困難の中で、1968年の被爆者実態調査活動を起点とする長崎の証言運動を始められた時も、たしか肝炎

で入院されていたのに病をおして「長崎の証言」の発刊に力を尽くされた。

その後も「証言」「ヒロシマ・ナガサキの声」「ヒロシマ・ナガサキ通信」等々の数多くのシリーズの発行に力を尽くされた。一人でも多くの人に被爆の実情を

鎌田定夫氏を偲ぶ

服部学

爆禁止運動の真の統一を願いつづけた彼は、いかなる政党にも左右されることなく、生涯を通して被爆者の証言運動を続けられた。彼の一生はまさに反核平和活動を貫き通したものであっ

た。そして長崎総合科学大学を お辞めになった後は、1997年に は私財を投じてNGO「長崎平和 研究所」を創設されている。 \oplus

アフガニスタン報復攻撃以来、アメリカの原子科学者会報の表紙の時計の針が、12時まであと7分と2分進められたことにも示されるように、核兵器廃絶への道は残念ながら一歩遠ざかったと言わざるを得ない。私たちは「繰り返し原点を見つづけ、問いつづける」ことで少しで

も運動を強め、彼の志を無にしないようにしたいものである。

2001年11月23日、最後になったデモの出発点で。

知ってもらうことが核兵器禁止への力になるというのが彼の信念であった。原水

4

「入会のしおり」表紙に、ピースデポは「軍事力によらない安全保障体制の構築」をめざすと紹介されている。理事会ではいつも事業の協議に追われ、私たちの平和観・安保観などは懇親会で話題にちょっと出たりする程度。でも昨年9月11日の米国中枢への多発自爆攻撃やその「報復」爆撃など、憲法や自衛隊、そして核軍備をめぐる状況は大きく変わりつつある。対応を考えるにあたり判断停止は許されない。近年これらについて心に浮かべてきたことを書き留め、問題提起としたい。

1「軍事力」の問い直し

日本は、そしてほかの国ぐにもまた)日本国憲法第9条に明記されているように、戦争を永久に放棄し、「陸海空軍その他の戦力」を保持せず、したがって完全非武装で行くのが本当に良いと私たちは考えるのか。「軍事力によらない」との上記キャッチコピーは、軍事力の完全否定を意味しているのか。

ノルウェー出身の代表的平和研究 者ヨハン・ガルトゥングは「暴力の不在」 を平和としている。軍事力はつねに暴力であって、平和を実現する手段としてであっても暴力を用いてはならない という立場に私たちは立つのか。

あるいは、そうした平和理解の適用 は理想主義的にすぎると否定するのか。たとえば国連平和維持活動への参加などでは条件付き武装を認めるのか。

軍隊を廃棄したコスタリカ方式はどう 評価するのか。

また、核(兵器・エネルギー)の利用は 絶対否定か。核兵器による威嚇または 使用が国際法に「一般的には反する」 とした1996年7月の国際司法裁判所の 「勧告的意見」にも、国家存亡の極限状 況における核兵器使用・威嚇は合法と

地平線

(エッセイのコラム)

「軍事力によらな い安全保障」って ホントは何?

横山正樹(ピースデポ理事)

も違法ともいえないとあるが、核兵器も 条件付きで認めることがあり得るのか。

さらに、武装した警察力はどう位置 づけられるのか。

2! 安全保障」概念の問い直し

冷戦後の世界において、日本の安 全保障とば平和」な現状を維持するこ とか。日本のような特権的な位置にある 社会がその特権を非特権的立場にあ る第三世界諸国等から守ることなの か。これまでの開発(経済成長)をとおし て達成された豊かさを、相対的に開発 到達度の低い国ぐにや人びとからの分 与要求ないし実力奪取から守ることが 安全保障の本質なのか。日米欧の豊 かさが第三世界諸地域のサブシステ ンス 基本的生存諸条件 を破壊し、そこ に住む人びとの犠牲の上に築かれたも のならば、そうした構造の維持存続に ほかならない安全保障の追求は第三 世界側のサブシステンスを回復し守ろ うとする人びとの闘いと根本的にする どく敵対するのではないか。

「人間の安全保障」とは豊かさを実現した人びとの特権的生活を守る、現状維持的なものなのか。それとも世界中の人びとのサブシステンス維持・回復へと結びつく現状変革的な概念なのか。

3 ピースデポの有効性の問い直し

ピースデポなど平和NGOの市民活 動は、軍事化進行や核軍拡への歯止 めとなるだけでなく、「軍事力によらない 安全保障体制の構築」にはたして有効 か。たんなる歯止めでは不十分だ。とき にその進行を部分的にせよくい止め、と きに遅らせたりするのが歯止めだろう。 これまで一定の役目を果たしてきたと 私は考える。そうした歯止めを超えて、 軍事力による安全保障から、軍事力に よらない方向への大転換は実現できつ つあるのだろうか。ピースデポの活動 にそくしてまずは検証すべきだろう。前 述の1.や2.をふまえ、国内外における 他団体の活動とも比較しながら、きちん と評価してみる必要があるのではない か。もちろんピースデポだけで転換が 実現できるはずはない。他団体との連 携による国内外ネットワーク全体の有 効性も含めて考えるべきだろう。

以上の3点について会員や助言者 たちはどう考えているのだろうか。こと に坂本義和さんが書かれた『相対化の 時代』、岩波新書、1997年)にも明示され ているように、核絶対否定の思想にも 相対化する考え方が及んでいる。ピー スデポはどう考え、それをどう活動に反 映させていこうとしているのか。

私は、非暴力・非武装・非核をつらぬき、開発ではなくサブシステンス志向の平和実現を今後もめざしていきたいと考えている。しかし、これをたんなる理想論として現実的な有効性を疑う人たちが私の周囲にも多くなってきたようだ。

ピースデポの統一見解を求めようと しているのではない。率直に意見を述 べ合うなかから、私たちの相違と一致 点、課題や限界、そして可能性と理想 を示せたらいいと思っている。

◆ ← 2ページからつづく

大綱・ガイドラインと一体

しかし研究開始の日付に着目すると、 べつの背景が浮上してくる。

自衛権発動の基準および規模・程度、 つまり日本防衛構想について基本的な 指針文書となる<防衛計画の大綱>が初 めて決定されたのは76年10月のことで あり、研究開始はその直後に当たる。

同時期には日米安保協議委員会の場

で<日米防衛協力のための指針>(第1次 ガイドライン)決定に向けた協議が進行 中(76年7月、小委員会で制服組みをまじえ 開始、78年11月決定)であった。

現実に進行したこれら二つの動きと照合すれば、<有事法制研究>が最初からたんなが、研究、にとどまらず、<大綱>= 自衛隊出動計画と、<ガイドライン>=日 米共同作戦計画と連動し一体性を保ちながら必要性が認識され、かつ位置づけられた背景を十分に推測できる。さら に・栗栖統合幕僚会議議長が、<防衛出動命令が出ないと武力行使ができないが、いざという場合には間に合わないので、第一線部隊は、超法規的行動をとらざるを得ない>とのべた栗栖発言(78年7月『週刊ポスト』誌上 末、有事研究を意識し法制化の早期実現を側面から求めたものとして符合性を持つ。以上のように、発端から現実との接点を濃厚に有していたとみるべきである。(第2便に続く)

 \oplus

日誌

2002.2.6~2.28

(作成: 吉澤庸子、中村桂子)

CD=ジュネーブ軍縮会議 / DOD=米国防総省 / FMCT=カットオフ条約 / PAROS=大気圏外 における軍備競争の防止 / KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構 / MD=ミサイル防衛 / UNE P=国連環境計画 / WB=ホワイトビーチ / WP=ワシントン・ポスト

2月6日 ロ外務省高官、5日の米ロ首脳電話会談で、戦略核大幅削減の法的拘束力のある文書をかわす方針で合意したと明らかに。

2月7日 イスラエル国防相「イランは05年までに核兵器を自力生産するだろう」と強い警告。

2月8日 日米防衛審議官級協議の初会合。

2月11日 米中央軍司令官、イエメン大統領と 会談。同国に地上軍投入の意図がないと述べる。 2月11日 ロ軍元参謀長代理、口が戦略原潜を

極東から撤収させる案を検討中。読売との会談。 2月12日 米国務長官、「イラン・北朝鮮とは対話を望むが、イラクには体制転覆に向けあらゆる 選択肢。

2月13日 小泉首相、「悪の枢軸 3カ国と日本 政府の関係について対話を閉ざさないと述べる。 2月13日 米国務長官、核査察を受け入れない場合、KEDO計画を中止するとの警告。

2月13日 印外務省報道官、パ大統領の「インドが新たな核実験を検討」との発言を否定。

2月14日 CDで、登軍縮大使演説。FMCT、PAROS、核軍縮の3テーマで作業開始を訴え。

2月14日 米・英両国、初めての共同未臨界実験「ビト」実施。(本誌参照)

2月14日 ロシア大統領、カナダ首相との会談で、米のイラク攻撃姿勢を批判。

2月16日 米軍、パトリオット・ミサイル「PAC3」で巡航ミサイルを迎撃する実験に失敗。

2月18日 日米首脳会談。米側は同時テロ発生後の日本の支援に感謝し、今後の協力に期待。 朝鮮半島については日米韓連携で一致。

2月19日 米国務次官、ロ外務次官と戦略核削減問題を協議。結論に至らず。

2月20日 米韓首脳会談。米側は北朝鮮に対する軍事行動は検討していないことを明言。

2月21日 米中首脳会談。米側は北朝鮮との対話の用意あることを中国側に伝えるよう要請。

2月21日 パキスタンで誘拐されていた米誌記者が殺害されていたことが明らかに。

2月22日 米大統領、「台湾の防衛を支援する 台湾関連法を尊重すると明言。

2月22日 中国外務省、同国がミサイル技術の 輸出規制の法制化を進めていることを明らかに。 2月25日 国連事務総長、「現段階でのイラク 攻撃は賢明でない」と語る。

2月27日 「核の時計 2分進められ、残刃分に。 2月28日 米厚生福祉省、「核実験の灰による 被害で1951年以降1万5千人が死亡 との報告書。

沖縄

2月6日 稲嶺知事、川口外相に地位協定見直 し、15年使用期限問題などについて要請。

2月7日 キャンプ・シュワブ沖で、金属箱1個を発見。8日、米軍が空包模擬弾と確認の上、回収。

◆ ← 1ページからつづく

「新しい能力は、地中深く強固に埋設された攻撃目標のような、新しく生起している脅威を破壊した! 入移動式で配置換え可能な攻撃目標を発見し攻撃した! 入化学・生物物質を破壊した! ひするもので

あって、正確さを改善し、付帯的な被害 を制限するものである必要がある。」

これらの内容について国防総省は「機密文書の内容についてはコメントしない」と声明を出した(下に全訳)。(川崎哲)

2002年3月9日

「核態勢見直し」内容暴露に 対する米国防省の声明

我々は、軍事計画や不測事態の機密の詳細については議論しないし、また、選択的で誤解を招くようなリークに対してはコメントしない。

核態勢見直し(NPR)は、法律によって要請されている。NPRは、21世紀における抑止に要求されていることを幅広く分析したものである。今回の合衆国の核態勢の見直しは、核兵器の配備以来長く行われてきた一連の見直しの中で最も新しいものである。NPRは核の攻撃目標や計画についての作戦上の手引きを提供するものではない。

国防総省は、合衆国および同盟国への、幅広い不測事態や予見不能の 脅威に対して計画を立てることを続け ている。我々がそれを行うのは、最初 の段階でそのような攻撃を抑止するた めである。

新しいNPRの中でとりわけ重要な点の一つは、作戦配備の戦略核兵器を3分の2削減するというブッシュ大統領の決定である。この決定は、ロシアとの新しい戦略的枠組みによって可能となったものである。

政府は、大量破壊兵器の脅威を抑止するためのさらに多様な一連の選択肢を作りつつある。それが、政府がミサイル防衛、強化された通常兵器、改善された情報能力を追求している理由である。

攻撃能力と防衛能力、核兵器能力 と非核兵器能力の組み合わせが、21 世紀における抑止への要求を満たす ために不可欠なのである。

(訳:川崎哲)

2月11日 知事、地位協定で返還跡地の浄化 責任を明記するよう嶋口防衛施設庁長官に要請。 2月12日 橋本沖縄大使、基地跡油汚染問題 で、「現行の地位協定は解決を阻害していない。」 2月13日 北谷町油汚染問題で、撤去作業一 時終了。ドラム缶146本、汚染土壌400トン以上。 2月13日 キャンプ・ハンセンで原野火災。 2月13日 UNEP、沖縄のジュゴン絶滅を警告、

早急な保護対策求める報告書を発表。 2月14日 那覇空港拡張促進連盟、尾身沖縄 担当相に沖合展開の平行滑走路整備を要請。

2月14日付 2月4-9日、在日米海軍が沖縄近海でミサイル発射演習「MISSILEX」を実施。

2月14日 米国防総省ロッドマン国防次官補、15年問題に、「使用期限を求めるのは間違いだ。」2月14日 嘉手納基地所属HH60救難へリ1機、渡名喜村の急患搬送用ヘリポートに緊急着陸。2月15日 県議会の2月定例会開会。

2月17日 マクスウェル中佐、米比合同演習参加の特殊部隊に、「沖縄からのメンバーもいる。」 2月18日 日米首脳会談、沖縄の基地負担軽減へ継続協議で一致。15年問題には言及せず。

2月18日 普天間移設問題で、県と名護市、東村、宜野座村が振興連絡会議を設置。

2月20日 県外の応援警察官部隊による米国 関連施設の警備終了。

2月20日 キャンプ・シュワブで原野火災。 2月21日 キャンプ・ハンセンで原野火災。

2月22日 米軍、普天間基地内で不発弾一発 (21日発見を処理。宜野湾市へは直前の通報。 2月24日 米原子力潜水艦 コロンブス 』 事前 通告なく勝連町WBに寄港。同日出港。

2月27日 キャンプ・ハンセンで原野火災。 2月27日 川口外相、衆院外務委で北谷町油 汚染問題について、「政府が補償する。」

ピースデポの会員になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

宛名ラベルメッセージについて

- ・会員番号(6桁):会員の方に付いています。 ・「(定)」:会員以外の定期購読者の方。
- ・「今号で誌代切れ、継続願います。」 誌代 切れ、継続願います。」: 入会または定期購 読(年6,000円)の更新をお願いします。
- ・メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を 歓迎します。

ピースデポ電子メールアドレス

事務局 < office@peacedepot.org > 梅林宏道 < CXJ15621@nifty.ne.jp > 川崎哲 < kawasaki@peacedepot.org > 中村桂子 < nakamura@peacedepot.org >

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、佐藤毅彦、志水奈那子、津留佐和子、村上由美、吉澤庸子、 梅林宏道

 \oplus

 \oplus